

令和8年第5回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和8年5月1日（金） 18時00分～19時12分

場 所 りり色ふるさと館 2階 第2研修室

招 集 樋口 則之（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 處 愛美（委員）
家永 由里子（委員） 野上 晃成（委員）

事務局 江藤 良隆（学校教育課長） 佐藤 重信（生涯学習課長）
坂本 正明（指導主事）
熊懷 真孝（学校再編推進室長） 佐藤 弘法（教育総務係長）

諸般の報告 （1）教育長の就任について
（2）教育委員の就任について

議事 議案第21号 うきは市浮羽町域学校再編基本計画の策定について
議案第22号 うきは市立義務教育学校新設準備委員会設置要綱の制定について
議案第23号 うきは市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について
議案第24号 うきは市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する
告示について
議案第25号 うきは市社会教育委員の委嘱について

協議事項 （1）委員の選出について

報告事項 （1）区域外就学について
（2）生徒指導上の諸問題に関する実態調査（令和8年3月末月例報告）について
（3）教育委員会学校訪問の日程について

その他 （1）令和8年5、6月分 主な行事予定

8 閉 会

次回教育委員会開催日時 6月9日（火） 18時00分～

- 教育長 それではただいまから、うきは市教育委員会会議規則第3条2項により令和8年第5回うきは市教育委員会定例会を開会いたします。
- 会議の日程は本日限りいたします。
- あらためて公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条、第12条による規定によりまして、職務上を知ることができた秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とすると規定をされております。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。
- それでは、先に進みます。2の会議録署名委員の指名についてです。
- 事務局 本日の会議録署名委員は、平位委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 教育長 会議録の署名委員は平位委員です。よろしくお願いいたします。それでは進じます。3諸般の報告について事務局からお願いいたします。
- 事務局 本日5月1日に臨時議会が開催されました。こちら市議選がありましたので、それに伴う臨時議会でもございましたが、現在の樋口教育長の任期が5月23日までになっておりますので、教育長に関する任命議案がありました。今回、樋口教育長が退任されるということでございますので、新しい教育長の提案を議会でされております。新しい教育長につきましては、松田清孝氏、元御幸小学校の校長を3月までされておりました。任期は令和8年5月24日から令和11年5月23日までの3年間です。本市議会の方で承認をされておりますので、ご報告をさせていただきます。
- 教育長 続けてお願いします。
- 事務局 委員の就任についてです。處委員の任期が同じく5月23日までになっております。議会のほうでも再任ということで議決をいただいておりますので報告補させていただきます。任期は4年です。
- 教育長 それでは議事に進ませていただきます。議案第21号「うきは浮羽町域学校再編基本計画の策定について」説明をお願いいたします。
- 事務局 「議案第21号 うきは市浮羽町域学校再編基本計画の策定について」うきは市浮羽町域学校再編基本計画について、別紙のとおり策定したいので、教育委員会の議決を求める。
- こちらの計画につきましては、主にハード面に関する基本的な方向性になります。具体的な中身につきましては、今後、基本設計(実施設計)の中で作成して参ります。要点のみ説明。
- この計画につきましては、御承認をいただけたら、ホームページ等で掲載をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

教育長 ポイントの部分だけ説明させていただきました。何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

教育長 それでは議決をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 承認

教育長 承認いただきましたので、先に進みます。議案第 22 号について説明をお願いします。

事務局 「議案第 22 号うきは市立義務教育学校新設準備委員会設置要綱の制定について」
うきは市立義務教育学校新設準備委員会設置要綱を次のように制定したいので、教育委員会の議決を求める。
義務教育学校の設立目指すための準備委員会「義務教育学校新設準備委員」になります。内容につきましては、まず第 1 条の設置につきましては、うきは市立義務教育学校の新設に必要な準備、検討及び調整を図り、円滑に推進することを目的としております。第 2 条には所掌事務について記載しております。第 3 条は組織体制について記載しています。委員は 25 人以内です。地域や学校の先生、保護者からの代表によるメンバーを考えております。任期については、人が替わっていきますので単年度ごとに募集し、再任は妨げないということで考えています。

教育長 それでは、ご意見がありましたらお願いいたします。なければ御承認いただけますか？

委員一同 承認

教育長 ありがとうございます。それでは、承認いただいたということで、先に進ませていただきます。議案第 23 号お願いいたします。

事務局 「議案第 23 号うきは市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について」うきは市学校給食費負担軽減補助金交付要綱を次のように制定したいので、教育委員会の議決を求める。
小学校の給食費無償化に伴う要綱です。第 1 条の趣旨といたしましては、うきは市立小学校学校給食における食材の調達に要する費用について保護者の負担軽減を狙うことで、子育て支援に取り組むとともに、児童受け入れの学習環境の充実を目的に国が定める給食費負担軽減交付金交付要綱及び給食費負担軽減給付金実施要綱並びに福岡県が定める学校給食費負担軽減補助金交付要綱に定めるに基づき、必要な事項を定めることを進めます。第 2 条補助の対象は小学校学校給食における食材費を対象とします。第 3 条補助金の額は、予算の範囲内

で5千2百円に当該年度の5月1日時点における在籍児童数を乗じた額に11ヶ月を乗じた額ということでございます。県の要綱に沿って作成しております。

教育長 学校給食無償化に向けて取り組んでいます。そのための要項を作る必要があると思います。ご意見がありましたらお願いいたします。

委員一同 承認

教育長 ありがとうございます。ご承認いただいたということで、先に進ませていただきます。それでは、議案第24号について説明をお願いします。

事務局 「議案第24号うきは市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する」うきは市通学合宿推進事業費補助金交付要綱(令和5年7月6日告示第41号)の一部を次のように改正したいので、教育委員会の議決を求める。
現在自治協単位で行われております通学合宿に対する補助金の改正になります。最近では千年自治協と江南自治協で実施していただいています。以前は大石自治協や山春自治協、御幸自治協、吉井自治協でも実施しておりましたが、それぞれの実情により現在は2つの自治協のみとなっております。議会からも補助要項につきましては、もう少し柔軟に対応できるものにした方がいいのではないかとご意見等をいただいておりますので、今回、柔軟に対応できるよう要綱を見直したものです。まず要綱名を「通学合宿」から「体験合宿」に変更しております。必須の要件であった合宿したあと通学するという部分を合宿のみという形に緩和するものでございます。第2条の定義でも宿泊先として「コミュニティセンター等の地域の宿泊可能な施設」としておりましたが、「コミュニティセンターや少年の家等の宿泊可能な施設」とし宿泊先に少年の家を追加、地域に限定しないよう地域を削除しております。また、人数を20名程度から10名程度に変更しています。少人数での対応も可能とし、子供会単位での実施が可能となるようにしています。対象経費として宿泊施設費や入浴料も対象とし子供会の活動の支援も視野に、対象団体も実行委員会から団体に変更しております。

教育長 使いやすいように要綱を改正するというものでございます。何か御質問、御意見ございましたらお願いします。

A委員 第2条の少年の家というのはどこですか

事務局 これは玄海少年の等の県の施設を想定しております

教育長 今までは、コミュニティセンター等の地域の施設に泊まって通学する必要がありましたが、夏休みに遠くの施設に泊まって体験合宿を行う事業にも対応できるようにしています。

- B委員 対象経費１００％。１０人程度でどこかの少年の家なんかに１泊２日で行きます。これを体験合宿ですって申請すれば補助の対象になるっていうことですよ
ね。
- 事務局 そうです。１日当たり４万円を限度にお支払いをすることになります。限度額は変えておりません。
- B委員 今回の改正で子供会単位での実施にやり方が変わってくるということでしょうか。
- 事務局 今までの取り組みを制限や変更をするものではありません。今まで通りの通学合宿の事業もこれまで同様補助対象として考えており、今回の改正は通学合宿に限定せず、より取り組みやすいように改正するものです。
- 教育長 なにか他にご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。
- 委員一同 質問・意見なし
- 教育長 ご承認いただけますでしょうか？
- 委員一同 承認
- 教育長 ありがとうございます。それでは先に進みます。議案第２５号の提案をお願いします。
- 事務局 「議案第２５号うきは市社会教育委員の委嘱について」うきは市社会教育委員設置条例(平成１７年３月２０日条例第９０号)第２条の規定に基づき、うきは市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。
前回の任期が３月３１日で切れておりますので、改めまた社会教育委員の任期を令和８年４月から令和１０年３月３１日まで委嘱するものでございます。今回も各行政団体から代表の方に出ています。
- 教育長 社会教育委員の委嘱についてですが、ご承認いただけますか。
- 委員一同 承認
- 教育長 ありがとうございます。それでは協議事項に入らせていただきます。委員の選出について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 (１) 委員の選出について

「うきは市健康づくり推進協議会委員」について、令和8年3月31日で
任期が切れによる次の役員の選出依頼が保健課の方からあり。
處委員を選出（前回 處委員）

「うきは市いじめ問題対策推進委員会委員」について任期が切れたことによ
る新たな委員の選出の依頼あり
家永委員を選出（前回 家永委員）

（１） 区域外就学について

１４名該当あり

（２） 生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和8年3月末月例報告)につい
て

（３） 教育委員会学校訪問の日程について

市内の小中学校への訪問日程が決まる。学校訪問時に給食の試食がありま
す。学校訪問が終わった後に、助言や励ましの言葉をいただくようにして
いるが、今回からある程度項目を決めてやった方が学校も評価改善がしや
すいだろうということで、学校訪問で重要であると考えるところ５項目に
ついて評価していただきたいと思っている。

その他

（１） 令和8年5、6月分 主な行事予定

閉 会

次回教育委員会開催日時 6月9日（火） 18時00分～